

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道北広島市中央四丁目6番地4
氏 名 広島建設株式会社 代表取締役 那波 至良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和8年(2026年)9月24日
許可の有効年月日 令和13年(2031年)9月23日

1. 事業の範囲
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん。以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。積替保管なし。以下余白。
2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
平成13年(2001年) 9月24日 許可の更新
平成18年(2006年) 9月24日 更新時変更許可(積替保管の追加。)
平成23年(2011年) 8月11日 事業の一部廃止届出(積替保管の削除。)
平成23年(2011年) 9月24日 許可の更新
平成28年(2016年) 9月24日 許可の更新
令和3年(2021年) 9月24日 許可の更新
令和8年(2026年) 9月24日 許可の更新
5. 積替え許可の有無 有・**無**
※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**